

事 務 連 絡  
令和 3 年 1 月 1 9 日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 保育主管部（局） 御中  
中 核 市 地域子ども・子育て支援事業主管部（局）  
児童相談所設置市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

子どもの預かりサービスのマッチングサイトにおける登録ベビーシッターの  
児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に基づく都道府県知事等への届出について

保育行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）では、ベビーシッターを含め、保育を行うことを目的とする施設であって、認可を受けていないものは、事業の開始の日から 1 月以内に、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）に対して、法第 59 条の 2 第 1 項に基づく届出（以下「届出」という。）を行わなければならないと定められており、「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」（平成 27 年 6 月厚生労働省作成。以下「マッチングサイトガイドライン」という。）においても、保育者のマッチングサイトへの登録は、届出を行った者に限る<sup>\*</sup>こととしているところです。

今般、内閣府が実施する企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における一部のマッチング型割引券等取扱事業者から、運営するマッチングサイトに登録しているベビーシッターの中に、届出がされているかどうか確認できない者が含まれている旨の報告があったことを受け、当該事業者に対して、別添 1 のとおり事務連絡を発出、あわせて同事業以外の子どもの預かりサービスのマッチングサイト運営者に対して、別添 2 のとおり事務連絡を発出し、各サイトの状況の点検等を求めたところです。

都道府県等におかれましては、別添事務連絡の内容（特に点検の結果、届出がされていない者に対しては、速やかにその居住する都道府県知事等へ届出を提出するよう求めること）について、御了知いただくようお願いいたします。

また、マッチングサイトガイドラインでは、マッチングサイト運営者は、保育者の登録を受け付ける際に、都道府県知事等への届出を証明する書類を求める

こと※としております。

については、届出を提出する保育者から都道府県知事等への届出を証明する書類を求められた際は、これまでも各都道府県等にて種々ご対応いただいているとおり、届出に関する受領証の交付、受領印若しくは届出日の記載付きの届出の写しの交付、又はホームページ（ベビーシッターを含む認可外保育施設一覧）への掲載など適切にご対応いただくようお願いいたします。

なお、先般より、社会保障審議会児童部会「子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会」において、マッチングサイトガイドラインの改訂について審議しており、改訂の際には、別途お知らせすることを申し添えます。

※子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン3（1）

保育者のマッチングサイトへの登録は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2により都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下、「都道府県知事等」という。）に届出を行った者に限るようにすること。そのため、マッチングサイト運営者は、保育者の登録を受け付ける際に、都道府県知事等への届出を証明する書類、都道府県知事等が定める者の実施する研修を修了したことを証明する書類、及び身分証明書の提出を求めること。（略）

**【本件連絡先】**

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111（内線 4838）

事 務 連 絡  
令和 3 年 1 月 19 日

公益社団法人全国保育サービス協会 御中  
企業主導型ベビーシッター利用者支援事業  
マッチング型割引券等取扱事業者 御中

内閣府子ども・子育て本部企業主導型保育事業等担当室  
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業等に関するベビーシッターの  
児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に基づく届出の状況について

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素から御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業（以下「ベビーシッター派遣事業」という。）における一部のマッチング型割引券等取扱事業者から、運営するマッチングサイトに掲載しているベビーシッターの中に、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 59 条の 2 第 1 項に基づく届出（以下「届出」という。）がされているかどうか確認できない者が含まれている旨の報告を受けました。

法では、ベビーシッターを含め、保育を行うことを目的とする施設であって、認可を受けていないものは、事業の開始の日から 1 月以内に、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）に届出を行わなければならないと定めています。また、ベビーシッター派遣事業実施要綱においても、当該届出を実施団体に提出することを実施要件としているところです。

については、ベビーシッター派遣事業の対象となる保育者の中に届出の提出が確認できない者が含まれることのないよう、マッチング型割引券等取扱事業者においては、下記の点検等を行い、その結果について 1 月 25 日（月）までに実施団体である全国保育サービス協会（ACSA）を通じて内閣府にご報告をお願いいたします。

その際、ベビーシッター派遣事業の対象ではない保育者についても、「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」（平成 27 年 6 月厚生労働省作成。以下「マッチングサイトガイドライン」という。）において、保育者のマッチングサイトへの登録は、都道府県知事等に届出を行った者に限ることとしていることから、同様に、下記の点検等を行うよう、併せてお願いいたします。

全国保育サービス協会におかれましては、マッチング型割引券等取扱事業者より、ベビーシッター派遣事業の対象となる保育者に係る下記の点検等についての報告がありましたら、内閣府へのご報告をお願いいたします。

## 記

1 都道府県知事等への届出の提出が確認できない者に対して、改めて都道府県知事等への届出を証明する書類の提出を求め、届出がされているかどうか点検すること。

※子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン3（1）

（略）マッチングサイト運営者は、保育者の登録を受け付ける際に、都道府県知事等への届出を証明する書類、都道府県知事等が定める者の実施する研修を修了したことを証明する書類、及び身分証明書の提出を求めること。（略）

2 1の点検後、届出がされていなかった者に対しては、速やかにその居住する都道府県知事等へ届出を提出するよう求めること。

※ 届出をしない、又は虚偽の届出をした者は、児童福祉法第62条の4に基づき過料に処される場合もあるため、速やかな提出を求めること。

3 2の求めにもかかわらず、届出をしない又は届出の提出が確認できない者に対しては、マッチングを決して行わないこと。

（問い合わせ先）

内閣府子ども・子育て本部企業主導型保育事業等担当室

電 話：03-5253-2111（内線 38484、38371）

メール：[kodomokosodate1kai@cao.go.jp](mailto:kodomokosodate1kai@cao.go.jp)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

電 話：03-5253-1111（内線 4838）

メール：[ninkagaihoiku@mhlw.go.jp](mailto:ninkagaihoiku@mhlw.go.jp)

事 務 連 絡  
令和 3 年 1 月 1 9 日

子どもの預かりサービスのマッチングサイト運営者 様

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

子どもの預かりサービスのマッチングサイトにおける登録ベビーシッターの  
児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に基づく都道府県知事等への届出について

「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」（平成 27 年 6 月厚生労働省作成。以下「マッチングサイトガイドライン」という。）の適合状況確認等事業へのご協力につきまして、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）では、ベビーシッターを含め、保育を行うことを目的とする施設であって、認可を受けていないものは、事業の開始の日から 1 月以内に、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）に対して、法第 59 条の 2 第 1 項に基づく届出（以下「届出」という。）を行わなければならないと定められており、マッチングサイトガイドラインにおいても、保育者のマッチングサイトへの登録は、届出を行った者に限ることとしているところです。

今般、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における一部のマッチング型割引券等取扱事業者から、運営するマッチングサイトに登録しているベビーシッターの中に、届出がされているかどうか確認できない者が含まれている旨の報告があったことを受け、当該事業者に対して、別添のとおり事務連絡を発出し、状況の点検、報告等を求めたところです。

つきましては、各マッチングサイト運営者の皆様におかれましても、下記対応について御協力いただき、改めてマッチングサイトガイドラインの遵守をお願いいたします。

なお、先般より、社会保障審議会児童部会「子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会」において、マッチングサイトガイドラインの改訂について審議しており、改訂の際には、別途お知らせすることを申し添えます。

## 記

- 1 都道府県知事等への届出の提出が確認できない者がいる場合は、当該者に対して、改めて都道府県知事等への届出を証明する書類の提出を求め、届出がされているかどうか点検すること。  
※子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン3（1）  
（略）マッチングサイト運営者は、保育者の登録を受け付ける際に、都道府県知事等への届出を証明する書類、都道府県知事等が定める者の実施する研修を修了したことを証明する書類、及び身分証明書の提出を求めること。（略）
- 2 1の点検後、届出がされていなかった者に対しては、速やかにその居住する都道府県知事等へ届出を提出するよう求めること。  
※ 届出をしない、又は虚偽の届出をした者は、法第62条の4に基づき過料に処される場合もあるため、速やかな提出を求めること。
- 3 2の求めにもかかわらず、届出をしない又は届出の提出が確認できない者に対しては、マッチングを決して行わないこと。

### 【本件連絡先】

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線 4838)